

新潟県条例第2号

新潟県環日本海交流圏形成基金条例を廃止する条例

新潟県環日本海交流圏形成基金条例（平成4年新潟県条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。